

サニナビ

北九州



北九州市保健所
東部生活衛生課
広域食品指導係
小倉北区馬借 1-7-1
4階
TEL 093-583-2048
FAX 093-583-2044

今年も残すところ僅かとなりました。今年も、ふるさと納税の返礼品で食品表示の不備が散見されました。故意ではなくても食品表示の不備があった場合、食品表示法に基づく措置の対象になります。
製造・販売している商品に、不適切な表示がないか、今一度ご確認ください。

不適切な表示の事例

国内の店舗で加工された「塩さば切身」について、「ノルウェー産」のさばを原料として使用していたにもかかわらず、原料原産地名に「国内産」と表示していた。また商品の表面に「銚子原料使用」と事実と異なる表示をし、一般消費者に販売していた。

農林水産省は、この事業者に対し、食品表示法に基づき、表示の是正と併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について指示を行いました。

加工食品の原料原産地表示と原産国表示の違い、正確に理解できていますか？

国内で製造された加工食品の表示

輸入品を除く、すべての加工食品を対象に、使用した原材料に占める重量の割合が1位の原材料について、原産地を表示することが義務付けられました。
※ただし、例外規定あり。

輸入した加工食品の表示

次の①～④に該当する輸入した加工食品について、原産国名の表示が必要です。
① 容器包装され、そのままの形態で消費者に販売される製品（製品輸入）
② バルクの状態での輸入されたものを、国内で小分けし容器包装した製品
③ 製品輸入されたものを、国内で詰め合わせた製品
④ その他、輸入された製品について、国内で「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない製品

例1のように、ノルウェーで水揚げされたさばを使用して、国内でさばの缶詰（加工食品）を製造した場合、**原料原産地：さば（ノルウェー産）**の表示が必要です。
（例1）国内で製造された加工食品の表示の例

の例

日本国内で加工 ノルウェーで水揚げ

名称	さば水煮
原材料名	さば（ノルウェー産）、食塩
内容量	〇〇グラム
賞味期限	△△年△月△日
保存方法	直射日光を避け常温で保存
製造者	□□株式会社 □□県・・・

例2のように、ノルウェーで水揚げされたさばを使用して、ノルウェーで製造されたさばの缶詰（加工食品）を輸入した場合、**原産国：ノルウェー**の表示が必要です。
（例2）輸入した加工食品の表示の例

ノルウェーで水揚げ、加工

日本国内で販売

名称	さば水煮
原材料名	さば、食塩
内容量	〇〇グラム
賞味期限	△△年△月△日
保存方法	直射日光を避け常温で保存
原産国名	ノルウェー
製造者	□□株式会社 □□県・・・

農林水産省
ホームページ
「表示ミス
なくす取組」

（参考）

年末一斉取締りを実施中！

今年も年末一斉取締りを実施しています。これは**厚生労働省**と**消費者庁**からの通知による要請に基づき、**食品流通量が増加する年末**に全国で一斉に行われます。

厚生労働省は主に**食中毒を予防**する目的で、食品衛生法に基づき取締りを要請しているのに対し、消費者庁は食品表示法に基づくアレルギーや消費期限、遺伝子組み換え食品の表示方法等、**適切な食品表示の実施**に重点を置いた取締りを要請しています。

これらの要請に基づき、全国の保健所では、食品関連事業者に対し施設の立入りや食品等の収去検査を行っています。

【実施期間】

令和6年12月1日から約1ヶ月間

【重点監視対象施設】

- ① 大量調理施設
- ② 生食用又は加熱不十分な食肉を提供している施設
- ③ 鶏肉を飲食店営業者に販売する施設（食鳥処理業者、卸売業者等）
- ④ 野生鳥獣肉（シビエ）の取扱施設
- ⑤ カキやフグをはじめとする魚介類及び加工品を製造、処理及び販売する施設

編集後記

年末は、クリスマス・お歳暮・おせち料理・・・様々な食品が短期間で大量に流通します。安全で美味しい食事を楽しみながら良いお年を迎えられるよう、日ごろの衛生管理を徹底しましょう。
今月の写真は「和菓子」練り切の「です」。